

青山学院大学文学部 日本文学科同窓会会則

(2002年9月23日制定)

(名称・所在地)

第1条 本会は、青山学院大学文学部日本文学科同窓会と称し、青山学院校友会大学部会に属する。本会の事務局を青山学院大学内に置く。(以下、青山学院大学を「大学」、同文学部日本文学科を「日本文学科」という。)

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、教養を高めるとともに大学と日本文学科の発展に寄与することを目的とする。

(事業・活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦・交流に資する事業
- (2) 母校の充実・発展に資する事業の協力と援助
- (3) 会報などの発行
- (4) その他本会の目的を達成するために必要と認める事業と活動

(登録会員)

第4条 本会の運営は登録会員がこれを行う。

- (1) 登録会員：日本文学科を卒業した者、並びに大学院を修了した者または在籍した者で登録会員手続きをした者
- (2) 準登録会員：日本文学科の在學生で登録会員手続きをした者

(登録会員手続き)

第5条 登録会員申込書に所定の項目を記入し、会費の納入をもって登録会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、会務を執行する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常務理事及び理事 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選出及び職務)

第7条 会長、副会長、常務理事及び理事、監事は、役員会において選考し、総会において承認する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長は、役員の中から大学校友会代議員及び大学部会代表委員を選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事及び理事は、会長・副会長を補佐して本会の運営にあたる。
- 6 監事は、本会の出納事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けたときは、これを補充することができる。ただし、補充役員任期は、前任者の残任期

間とする。

(役員会)

第9条 会務の執行にあたり、会長は役員会を招集する。

2 役員会は、会長、副会長、常務理事及び理事、監事をもって構成する。

(名誉会長)

第10条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、役員会が推薦し、会長が委嘱する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会が推薦し、会長が委嘱する。

(オフィシャルサポーター)

第12条 本会にオフィシャルサポーターを置くことができる。

2 オフィシャルサポーターは、役員会が推薦し、会長が委嘱する。

(総会)

第13条 総会は、2年に1回開くものとし、会長が招集し、次に掲げる事項を決定する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

(1) 事業計画の基本事項に関すること。

(2) 年度予算及び決算に関すること。

(3) 会則の改廃に関すること。

(4) 役員を選出に関すること

(5) その他役員会が必要と認めた事項

2 総会は、出席した会員をもって成立し、議案は、出席会員の過半数の承認をもって決議する。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会が別に定める。

附則

この会則は、2002年9月23日から施行する。

附則 (2005年1月29日決定)

この会則は、2005年4月1日から施行する。

附則 (2009年6月20日決定)

この会則は、2009年6月20日から施行する。

附則 (2017年3月25日決定)

この会則は、2017年4月1日から施行する。